

<議事内容について>

1 生産緑地地区の変更について

(1) 趣旨

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地等で、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、将来公共施設等の敷地として適している農地等を都市緑地として保全を図る制度である。

権利者の確定による追加指定や主たる従事者の営農不能等による既決定地区の廃止等を行うため、生産緑地の位置、区域及び面積を変更する。

(2) 変更の概要

面積：約585.30ヘクタール→約576.60ヘクタール（約8.70ヘクタール減）

2 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書の規定に基づく付議）

京都市北区大森の市街化調整区域において、事業者が、ごみの減量化・再資源化等の循環型社会の構築を進めることを目的に、剪定枝葉を堆肥化するための一般廃棄物処理施設の新築を計画している。

本計画は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁の許可が必要となることから、その敷地の位置について本審議会に付議するものである。